

労働トラブルに巻き込まれないために

◎普段の心構え

就職する時、労働条件を使用者との口約束だけで決めて、労働契約書を取り交わさない例が見受けられます。しかし、一旦トラブルに巻き込まれた際には、どのような契約・労働条件の下で働いていたのかが重要になります。

法律でも、使用者は賃金・労働時間・労働契約の期間・就業場所・業務内容など、一定の事項を書面で労働者に明示するよう定めています。(労働基準法第15条)

ですから、就職の際は労働条件について書面(労働契約書・労働条件通知書など)にしてもらうよう心がけ、公共職業安定所(ハローワーク)の求人情報で就職した時は、求人票は保管しておくようにしましょう。

また、就職後も、給与明細を保管する、就業規則があればその内容をチェックするなどして、普段から自分の労働条件がどのようになっているか注意しておくことが大切です。

◎労働トラブルに巻き込まれそうになった時、巻き込まれた時…解雇、退職をめぐるトラブルの場合

意に反する出向を命じられた、退職を迫られた等々、労働トラブルに巻き込まれそうになった時は、その内容や経過をきちんと記録しておくことが何より重要です。

「今辞めてくれれば退職金を3か月分上乗せするから」と言われて仕方なく退職したのに、退職後に上乗せ分を請求したら、「そんな約束をした覚えはない」などと言われたり、執拗な退職強要に疲れ果てて退職届を書

かされたのに、後になって、「自分から辞めたいと言って退職届を出した」などと言われてしまい、トラブルになるような例も見られます。

ですから、例えば会社から呼び出されて退職を強要されたりした場合は、その日時や言った人、言われた内容等を必ずその都度メモしておきましょう。そして、「明日から来なくていい」「辞めろ」などと言われたような場合は、それが解雇なのか、「退職届を出して欲しい」という意味なのかをその場で確認し、解雇だという時は、必ず書面でその旨を書いてもらいましょう。

あなたが書いておいた事実の経過が、たとえ単なるメモのようなものであっても、それらが本格的なトラブルや裁判になった時に、力を発揮することもあります。また、会社から最終通告をされる前に、県の労働センターや弁護士などに相談し、アドバイスを受れたり、あっせんを頼むというのも良い方法です。

会社としても、最初はそれほど深い考えなしに行っていたことが、最後には引っ込みがつかなくなってこじれるという例はよくあります。会社が後戻りできる初期の段階に対処をすればするほど、あなたの権利を守ることができる可能性が高くなることを覚えておいてください。

「不安な時はまず相談」。自分の権利は自分で守るということを心がけてください。

●神奈川県の労働相談

労働相談は、労使間のトラブルが円満に解決され、合理的な労使関係が確立できるように中立的な立場から問題点を整理し、法律や判例の考え方を説明したり、その状況にふさわしい具体的な解決方法や解決に至る道筋を助言するものです。

対象となる相談は、労働組合など集团的労使関係の問題、賃金・労働時間などの労働条件、解雇・賃金不払い・セクハラなど個別的な労働問題、就業規則の改定など、働くこと・雇うことに関することです。(なお、求人・求職については、専門の機関である公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。)

相談窓口は、職員が対応する一般労働相談のほか、下記のようないくつかの種類があります。また、特別・街頭労働相談など臨時的相談窓口については、「県のたより」などを通じて事前に会場や日程を広報しています。

また、相談者や相手方から希望があった場合、労働センターの職員が、労使の自主的な話し合いの仲介等を行う「あっせん指導」もあります。

なお、相談はすべて無料、秘密厳守。弁護士相談や特別・街頭労働相談など一部を除き、電話での相談もお受けします。

●相談窓口一覧

祝・休日、年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。12時から13時を除いた時間が相談時間です。

相談終了時間の30分前までにお電話、またはご来所くださるようお願いいたします。

(1) 一般労働相談

実施窓口は、かながわ労働センター本所および各支所

開催日は、月曜から金曜日、実施時間は、それぞれ8時30分～17時15分

連絡先は、かながわ労働センター本所は 045 (633) 6110(代表)、川崎支所は 044 (833) 3141、県央支所は

046(296)7311、湘南支所は 0463(22)2711(代表) となっています。

(2) 出張労働相談

相談窓口は、県横須賀合同庁舎では、毎週火曜日 9 時～17 時、連絡先は 046(823)0210(代表)

相模原市中央区役所市民相談室では、毎週木曜日 9 時～16 時、連絡先は 042(769)8230

県小田原合同庁舎では、毎週水曜日 9 時～17 時、連絡先は 0465(32)8000 (代表)

県足柄上合同庁舎では、毎月第 3 金曜日 9 時～17 時 (前日までの予約制、来所相談のみ)、予約先 (湘南支所) は 0463(22)2711(代表)となっています。

(3) 日曜労働相談 (年末年始を除く)

相談窓口は、かながわ労働センター本所

実施日は、毎週日曜日、実施時間は、9 時～17 時

連絡先は、045 (633) 6110 (代表) となっています。

(4) 夜間労働相談

相談窓口は、かながわ労働センター本所

実施日は、毎週火曜日、実施時間は、17 時 15 分～19 時 30 分

連絡先は、045 (662) 6110 となっています。

(5) 女性のための労働相談

働く女性の相談に、女性職員や女性弁護士が応じます。女性弁護士による相談は予約制で、来所相談のみです。

相談窓口は、マザーズハローワーク横浜 (横浜駅西口横浜 ST ビル) とマザーズハローワーク相模原 (相模大野駅北口相模大野 B & V ビル)

マザーズハローワーク横浜では、女性職員による相談を第 1・2・3・5 金曜日、8 時 30 分～17 時 15 分、女性弁護士による相談を第 4 金曜日、13 時～16 時に実施しています。

連絡先は、045(320)0335 (女性弁護士による相談は要予約で本所へ 045-662-6110 (直通)) となっています。

マザーズハローワーク相模原では、女性弁護士による相談を第 3 木曜日、13 時～16 時に実施しています。(要予約で県央支所へ 046(296)7311)

(6) 弁護士労働相談

弁護士相談は、予約制で来所相談のみとなっています。労働問題に詳しい弁護士が相談に応じます。予約の際、事前に職員が相談内容を伺います。

相談窓口は、かながわ労働センター本所及び各支所で、次のとおり実施しています。

かながわ労働センター本所では、第 1・3・5 火曜日の 13 時 30 分～16 時 30 分。連絡先は 045(633)6110(代表)

川崎支所では、毎月第 4 火曜日の 14 時～17 時、連絡先は 044(833)3141

県央支所では、毎月第 3 水曜日の 14 時～17 時、連絡先は 046(296)7311

湘南支所では、毎月第 2 水曜日の 14 時～17 時、連絡先は 0463(22)2711 (代表)

(ただし、5・9・1 月は小田原合同庁舎で実施します。)

(7) 外国人労働相談

通訳と専門相談員・職員が相談に応じます。

相談窓口は、かながわ労働センター本所及び県央支所で、次のとおり実施しています。

中国語は、かながわ労働センター本所で毎週金曜日の 13 時～16 時、連絡先は 045(662)1103

スペイン語は、かながわ労働センター本所で毎月第 2・4 水曜日に、県央支所で毎週木曜日に、それぞれ 13 時～16 時。連絡先は、かながわ労働センター本所が 045(662)1166、県央支所が 046(221)7994

ポルトガル語は、県央支所で毎週月曜日に 13 時～16 時まで。連絡先は、046(221)7994

ベトナム語は、かながわ労働センター本所で毎月第 2・4 木曜日の 13 時～16 時、連絡先は 045 (633) 2030

(8) 働く人のメンタルヘルス相談

働く人のメンタルヘルス相談は予約制で来所相談のみとなっています。カウンセラーが相談に応じます。

窓口は、かながわ労働センター本所

実施日は、第 1・2・3・4 火曜日、実施時間は 13 時 30 分～16 時 30 分

連絡先は、045(633)6110 (代表)

上記以外にも、駅前等で「街頭労働相談会」を随時実施しています。

詳細については、かながわ労働センター本所・各支所へお問い合わせください。

お問合せ、ご相談は、下記の労働センターの労働相談窓口まで。

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/cnt/f7579/index.html>

かながわ労働センター (045) 633-6110(代) / 川崎支所 (044) 833-3141 /

発行 神奈川県かながわ労働センター

県央支所 (046) 296-7311 / 湘南支所 (0463) 22-2711(代)

横浜市中区寿町 1-4 〒231-8583

平成 30 年 10 月発行